

東川風住宅建築を応援します

東川町は平成 17 年 3 月に景観法に基づく景観行政団体になったことから、景観や環境に配慮した東川風住宅の建築を奨励します。一定の基準を満たす一戸建専用住宅を新築する場合、木造のカーポート・車庫及び物置の建設に対して補助します。

●認定基準、補助金交付要項を満たす住宅を新築する場合

【条件】東川町景観住宅認定基準を満たす住宅であること

- ・住宅本体の床面積 50~280 m²
- ・景観への配慮（樹木の植栽・壁・屋根の形状・色等）

※東川町景観住宅建築支援事業認定基準、同補助金交付要項を参照願います

【補助対象】

内容：木造のカーポート、車庫及び物置の建設費に対して補助

- 概要：① 町内業者の施工（新築団地にあつてはこの限りでない）
② 事業費の 1/2 以内
③ 上限 50 万円の補助（二世帯住宅の場合は、上限 100 万円）

※グレースヴィレッジ、グリーンヴィレッジ、優良田園住宅区域・友遊団地については別途基準があります

●東川風住宅設計指針

東川町は、先人が残してくれた山や川、植物などの優れた自然景観と生活から生まれた田畑や住宅等の美しい文化景観の二つの景観を守り育てます。

東川風住宅とは、美しい東川の風景を守り育てるため、大雪の山並みと調和するゆとりとうるおいのある住宅景観をつくることを「基本理念」とし、うるおい・地域に馴染む・ゆとりと秩序のある住宅景観と調和した街並みをめざす「東川町景観計画」に基づく住宅のあり方として奨励しているものです。

＜東川風住宅・カーポート・車庫・物置＞(参考イメージ写真)



〒071-1492

上川郡東川町東町 1 丁目 16 番 1 号
東川町役場 都市建設課 建設室
tel 0166-82-2111

この補助制度は、平成 29 年度限り